

平成27年度 社会福祉法人 岩手町社会福祉協議会 事業計画書

1. 基本方針

今我が国の経済情勢は、長期の景気低迷から抜け出し回復基調にあるとされますが、地方においては依然として景気回復の実感が乏しい状況にあり、加えて急速に進む高齢社会と人口減少社会の到来により、地域社会や家庭の様相は変容し、高齢者世帯や単身世帯の増加などにより近隣関係の希薄化や社会的孤立の問題も生じています。

また、団塊の世代が高齢者世代となり人口構造の変化が、社会保障や医療制度にも影を落としています。

一方、震災や豪雨災害等においては、地域住民やボランティアによる「助け合い・支え合い」の重要性の認識が深まり、災害ボランティアや高齢者等要援護者への見守り活動など自主的な地域活動も広がりつつあります。

このような状況の中、住民が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、自立した生活を営むには、これまでの行政や社会福祉協議会の枠組みを越えた地域連帯型の支援が一段と必要であり、ネットワークの形成が求められています。

本協議会では、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりを目指して、岩手町安心生活支援ネットワーク事業と連携し、地域福祉活動の一層の推進に努めるとともに、4月から新たに始まる生活困窮者自立相談支援事業との連携や介護サービス事業においては、個人の尊厳を重視した利用者本位の福祉サービスの提供に努め、保育所運営事業においては、新たに運営を受託する水堀保育所の運営も含めて子育て支援に係る環境の充実を図り、地域の特色を活かした保育に努めるなど、町内福祉関係団体を始め、関係機関との連携を密にし、常に住民のニーズに即応した福祉サービスの提供に役職員一丸となり取り組んで参ります。

2. 重点項目

関係機関団体と連携・協働による福祉のまちづくりの推進

(岩手町安心生活ネットワークとの連携)

住民福祉活動の普及と活動支援

福祉教育の推進

保育所等の運営を通じ、子育てしやすい環境の整備

3. 事業推進項目

(1) 社会福祉協議会の組織・財政基盤の強化

- ① 職員体制の充実強化
- ② 地域支援体制の整備
- ③ 介護保険事業財政基盤の適正化

- (2) 地域社会ネットワーク事業の実施
 - ① 岩手町安心生活支援ネットワーク事業との連携
 - ② 社会福祉大会の開催
 - ③ 広報活動の拡充
 - ④ 地域団体との連携
- (3) ボランティア活動の充実
 - ① ボランティア（災害ボランティア）の登録・斡旋
 - ② ボランティアリーダーの養成研修
 - ③ ボランティア保険の加入助成
- (4) 福祉教育の推進
 - ① 社会福祉推進校事業の推進
 - ② 第23回福祉作文コンクールの実施
 - ③ キャップハンディ体験学習への協力
 - ④ 教育機関との連携による福祉教育の推進
- (5) 居宅要援護者等へのサービスの充実
 - ① 訪問介護サービスの実施
 - ② 理・美容サービスの実施
 - ③ 移送（外出支援）サービスの実施
 - ④ 集合型食事サービス「まんまと湯っこ会」の実施（集合型月1回）
 - ⑤ 日常生活自立支援事業への協力
 - ⑥ いわて“おげんき”みまもりシステムの利用促進
- (6) 地域福祉活動の推進
 - ① 岩手町シルバー人材センター事業の支援
 - ② 子育てサロン「すくすく」の運営
 - ③ 敬老会の受託事業の実施
 - ④ 金婚慶祝会の開催
- (7) 福祉関係団体の育成
 - ① 岩手町民生委員児童委員協議会との連携
 - ② 岩手町老人クラブ連合会の育成並びに連携
 - ③ 岩手町身体障がい者協議会の育成並びに連携
 - ④ 岩手町手をつなぐ会の育成並びに連携
- (8) 町立保育所運営受託事業の推進（川口・沼宮内・一方井・水堀）
 - ① 家庭・地域との連携に努め、安全・安心と信頼の保育所運営
 - ② 地域における子育て支援事業の推進
 - ③ 岩手町子育て支援センター・川口放課後児童健全育成事業の運営
- (9) その他の取り組み
 - ① 生活福祉資金・助け合い金庫の活用及び更生援助
 - ② 各種募金活動への協力
 - ③ 盛岡広域振興局生活困窮者自立相談支援事業への協力

平成 27 年度岩手町社会福祉協議会 保育所運営事業計画書

1. 運営目的

岩手町社会福祉協議会で運営する保育所は、岩手町の委託を受け運営する保育施設として、保育及び保育所等の運営に関し、児童福祉法及び児童福祉施設最低基準に基づき、運営することを目的とする。

2. 運営方針

- (1) 通常保育事業に加えて特別保育事業（延長保育）を実施する。なお、川口保育所において一時保育・休日保育を実施する。
- (2) 施設利用児の保育は、厚生労働省の保育指針に基づく保育計画とともに、個々の発達を大事にし、別に定める保育目標により心身の育ちを支援していく。
- (3) 児童の保護者、家族に安心と信頼をもたれる保育所として家庭との連携を深め、保育要望や意見、相談に際しては、積極的に対応し、児童福祉施設としての社会的責任を果たす。
- (4) 地域の自然環境、人的環境を踏まえて、その有意義な活用と交流支援を進めいく。
- (5) 保育実践の質の向上と併せて、民間委託施設としての運営も考慮し、職員研修、関係機関との連携に努めて職員の資質向上を図り、誇りと自信をもてる職場づくりを進める。

3. 保育理念

幼児期は、人間形成の基礎を養う極めて重要な時期であり、保育事業にあたっては、「児童憲章」に基づくとともに、単なる保育にとどまらず、次代を担う人間形成の場として捉え、子供の「心身ともに健やかな成長」を第一義として、子育ての親はもとより地域社会との交流・連携を深め、人々の心のふれあいの中で豊かな人間性を持つ子どもの育成に努める。

4. 保育目標

【川口保育所】

健康で安全に生活をする子ども

- (1) 思いやりや協調性をもち、友達と仲良く楽しくすごす子ども
- (2) 自ら考え行動し、思いを表現することも
- (3) さまざまな体験をとおして好奇心・探究心を持ち、感動したり創造したりする子ども

【沼宮内保育所】

健康で安全に、友だちと意欲的に遊ぶ子ども

- (1) 物を大切にし、自分のことは自分でできる子ども
- (2) 優しさを持ち自分の考え方や思いを素直に伝えられる子ども
- (3) 豊かな環境の中でいろいろなことに挑戦し、最後まであきらめない子ども

【一方井保育所】

自ら考え行動し、自分の思いを素直に表現できる子

- (1) 心身ともに元気で、意欲を持って遊べる子
- (2) 友達とのかかわりの中で、思いやりや協調性を持つてゐる子
- (3) 様々な体験を通じ、豊かな感性を持つてゐる子

【水堀保育所】

集団生活の中で友達と意欲的に遊ぶ子

- (1) なにごとも意欲をもって取り組める子
- (2) 思いやりのあるやさしい子
- (3) 豊かな自然環境を通して感動したり創造したりする子

5. 開設予定日数

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
日数	25	23	26	26	26	23	26	23	23	23	24	26	294

6. クラス編成（平成 27 年 4 月 1 日予定）

()内は、要支援児童数で内数です

川口保育所(定員 90 人)										
クラス別	ひよこ組		もも組	いちご組	みかん組	すいか組	所長等	計		
年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児				
児童数	2	14	14	13 (1)	23 (1)	23(1)		89 (3)		
保育士	4		3	2	2	2	2	15		
沼宮内保育所(定員 60 人)										
クラス別	ひよこ組		もも組	ちゅうりっぷ組	さくら組	ゆり組	所長等	計		
年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児				
児童数	5	8	14	11(1)	21(2)	13(1)		72(4)		
	3		3	2	3	2	1	14		
一方井保育所(定員 45 人)										
クラス別	もも組		ちゅうりっぷ組	たんぽぽ組	ひまわり組		所長等	計		
年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児				
児童数	0	9	12	15(1)	10	12(1)		58 (2)		
保育士	2		2	2	2		1	9		
水堀保育所(定員 30 人)										
クラス別	もも組			ばなな組			所長等	計		
年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児				
児童数	0	4	5	4	4 (1)	6		23 (1)		
保育士	2			2			1	5		

※各保育所とも入所児童数及び保育事業内容により短時間保育士等を適宜配置する。

7. 健康管理

- (1) 児童一人ひとりの登所・降所時における健康状態を観察すると共に保護者と情報交換を行い、適切な健康管理に努める。
また、児童に何らかの異常が見られたら保護者に連絡を行うと共に、嘱託医やかかりつけ医師などに相談し、適切な処置を講ずる。
- (2) 定期的に子どもの健康診断を行う。
保健医 嘱託（町内医院等医師）
 - ・ 健康診断 年2回（春・秋）
 - ・ 歯科検診 年2回（春・秋）
- (3) 家庭、医療機関との連絡網を整備し、連携を図る。

8. 事故防止、安全対策

- (1) 子どもの発達年齢の特性を念頭に、保育士による管理・保護のもと事故防止に努める。
- (2) 常に施設内の設備・用具等の安全点検を行う。特に遊具等については、定期的な点検を行い、安全対策に努める。
- (3) 消防機関の指導を得て消防計画を策定し、火災、地震等の災害時対応のため、年2回程度、総合避難訓練を行う。
- (4) 交通安全対策については、警察、交通指導隊等関係機関の指導を受けて、定期的な交通安全教室を開催するほか、日常の園外活動においても常に保育士による安全指導に努める。
- (5) 不審者対応等については、警察、防犯隊等関係機関の指導を受けて、防犯教室を開催するとともに、日常、保育士による防犯指導に努める。

9. 給食計画

食育基本法（平成17年法律第63号）が施行され、保育所給食は、食育推進の重要な部分として位置づけられている。

保育所として乳幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期として捉え、給食を通して生涯の健康の基礎づくりを行う。

また、保護者との連携を図りながら、「食」を通して児童の心身の成長と望ましい食生活習慣を養い、「食育」への関心が持てるよう努める。

- (1) 栄養管理
 - ・ 乳幼児の健全な発育、発達に必要な栄養必要量を確保し、入所児童の月齢、年齢による栄養給与目標を摂取できるようにする。
- (2) 献立
 - ・ 栄養価のみならず、楽しい食事も大事な要素として献立を作成する。
 - ・ 食材料は新鮮で且つ安全で安価なもの購入を心がけ、食材料費を計画的に使用する

- ・ 保育所給食は、離乳期から学校給食に移行するまでの食事を給与するので、乳幼児の特性を十分把握し、月齢、年齢に合った材料を選択する。

(3) 調 理

- ・ 調理技術の向上に努め、素材の味、形状など素材を生かした調理に努める。
- ・ 適温給食に心がけ、食欲をそそる美味しい期待感がもてる食事を提供する。
- ・ 食物アレルギー児等に対しては、治療の一環として、医師の指示、指示書に基づいて除去食を提供する。

(4) 衛 生

- ・ 給食に携わる職員は、特に自己の健康管理に努める。
- ・ 給食担当職員は、1か月に1回細菌検査を実施する。
- ・ 日常及び定期の衛生管理については、別に定める「給食安全マニュアル」により安全な食事の提供に努める。

(5) 家庭への啓蒙

- ・ 給食献立表、食育に関するパンフレット等を配布し、保育所給食における子どもの食事と成長の関わりについての認識を深める。
- ・ 誕生会、行事には希望献立や、地域の行事食を取り入れるなど、地域の特徴を生かした食事で家庭の食事の啓蒙を図る。
- ・ お弁当持参の日を設け、食事を通じた保護者の子どもへの食事の意識の高揚と、好ましい親子の関係のあり方など「食育」の大切さを家庭に啓蒙していく。
- ・ 保育所でできるクッキング保育を通して、食材への興味や関心を高め、作って食べる楽しさを味わい、親子で食への興味を共有する。

10. 保護者との連携

入所児童の生命の安全と健やかな成長は、保護者と保育所の連携で確保される。安心できる保育の実績を積み重ねて保護者からの信頼を高めていくため、保護者との連携に努める。

(1) 父母の会

父母の会から保育の質の向上に向けて、保育実践、地域交流促進、施設運営の課題などに意見提言をいただき、保育所との協力体制を整える。

(2) 家庭連絡

- ・ 健康の状態など、保育所における児童の状況を必要に応じて的確、迅速に連絡するとともに、家庭からの連絡の必要についても周知徹底を図る。
- ・ 職員の意識の差により、家庭への連絡に関して支障が生じないよう、所内研修に努める。

11. 苦情受付と解決

保護者及び地域からの保育所に対する要望、苦情に対しては、真摯に受け止め、その解決を図るため、第三者委員を設置し対応する。

児童の虐待等については、民生委員・児童委員等関係機関・団体の協力を得て、情報

収集に努めるとともに保護者間の連絡を密にし、虐待防止の環境づくりに努める。

児童虐待の事案については、児童相談所、警察、町子育て支援担当、民生委員・児童委員等の関係機関・団体との連携により、児童の保護に努める。

1 2. 個人情報保護

個人情報保護法（平成15年法律第57号）に基づき、職員は、児童、保護者の個人情報の取り扱いについては、十分配慮することとする。

1 3. 地域交流・世代間交流

人間形成の基礎を培う幼児期にあたり、多様な人々との関わり、ふれあいの中で、多くの体験を通して心身ともに健やかな成長を促進する。

(1) 地域交流

- ・地域行事への参加（地区民運動会、敬老会、地区文化祭）
- ・生活発表会への地区民招待
- ・小学校、中学校行事の参観等

(2) 世代間交流

- ・昔の遊び伝承
- ・菜園づくり
- ・みずき団子作り

(3) 関係団体との交流

- ・ボランティア、民生委員・児童委員、老人クラブ、地区公民館等

1 4. 会議の開催、職員研修、職務分担

保育は、次代を担う人材育成に関わることであり、特に乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることを自覚する。

職員は常に個々の資質の向上を図り、社会福祉の向上に努める意識を持つ。

(1) 運営委員会の開催

保育所の管理運営について、調査審議するため、保育所運営委員会を開催する。

(2) 職員研修

保育所職員としての自覚を持ち、専門的な知識の習得と向上を図るため、関係機関が開催する研修に積極的に参加するほか、所内研修を実施する。

- ・保育実践に係る研修
- ・職員の資質向上に係る研修（接遇含む）

(3) 職員会議

職員が共通意識を持つとともに、保育の質の向上と保育所の安定運営を図るため、定期的な会議を開催する。

(4) 職務分担

健全な保育所運営の視点で所長が職務分担を行う。職員各自は、職務に専念するとともに互いに連携、協力し、児童の健全保育にあたる。

15. 保育日程

時 間	一日の流れ	時 間	一日の流れ
7 : 0 0	・延長保育	1 5 : 0 0	・めざめ
7 : 3 0	・早朝保育		・おやつ
8 : 3 0	・順次登所・視診	1 6 : 0 0	・降所準備
9 : 0 0	・あそび又は活動		・居残り保育
1 1 : 0 0			・順次降所
1 2 : 0 0	・給 食	1 8 : 3 0	・延長保育
1 3 : 0 0	・昼 寝	1 9 : 0 0	・閉 所